

教育委員会臨時会議事日程

令和2年3月23日(月)午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

2 審議案件

教委第80号議案 新たな教育センター基本構想について

教委第81号議案 横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教委第82号議案 横浜市立学校教職員互助会に関する条例施行規則の一部改正について

教委第83号議案 横浜市教育委員会会計年度任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第84号議案 横浜市立学校臨時的任用職員の休暇に関する規則の制定について

教委第85号議案 懲戒処分に関する指針の一部改正について

教委第86号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第87号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第88号議案 横浜市教育委員会職員職名規則の一部改正について

教委第89号議案 横浜市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

教委第90号議案 第17期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第91号議案 教職員の人事について

教委第92号議案 教職員の人事について

教委第93号議案 教職員の人事について

3 その他

令和2年3月23日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

- 3/16 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 3/19 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

2 市教委関係

（1）主な会議等

（2）報告事項

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 校庭開放の実施

文部科学省より臨時休業期間中の校庭等の開放の考え方が示されています。これを踏まえるとともに、家庭訪問等により得られた児童の実態から、児童の健康保持、運動機会確保の必要性に鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で学校の状況に応じて、校庭開放を開始しました。

(1) 対象校

市立小学校及び義務教育学校（前期課程） 全342校のうち、310校にて実施予定

(2) 対象児童

校庭開放を実施する学校に在籍する児童（緊急受入れ児童や卒業生も含む）

(3) 実施日時

期間：令和2年3月17日（火）から24日（火）の期間で、学校が定める日

（土・日・祝日及び卒業式、修了式等の実施日を除く）

時間：各学校の緊急受入れ実施時間を基本として、概ね90分程度で設定

（学校の状況に応じて設定可能）

(4) 実績（3月17日及び18日分）

（単位：人）

3月	実施校数	参加児童数							個別支援 学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
17日(火)	221校	2,827	2,478	2,466	2,700	2,507	3,463	180	16,621	
18日(水)	165校	2,177	1,974	2,249	2,454	1,944	2,702	206	13,706	

（次頁あり）

2 令和2年度入学式、始業式等の実施

市立学校の令和2年度入学式、進級式、始業式等について、令和元年度卒業式等の実施方法に準ずる形で実施する方針であることを、3月23日付関係課長連名通知にて、各学校に発出します。

(1) 入学式（義務教育学校の進級式を含む）

ア 実施日

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ・小学校、中学校、義務教育学校 | <u>令和2年4月6日（月）</u> |
| ・高等学校及び附属中学校 | <u>令和2年4月7日（火）</u> |
| ・特別支援学校 | <u>各校の実施計画等に基づき予定している日</u> |

イ 参加者

- | | |
|--------------------------------|---|
| ・小学校、義務教育学校前期課程 | 新入生、教職員（在校生、来賓は参加しない）
児童の発達の段階や安全を考慮し、保護者1名の参加を可能とする。
保護者代表（PTA会長等）は1名まで。 |
| ・中学校、義務教育学校後期課程
高等学校及び附属中学校 | 新入生、教職員（在校生、来賓は参加しない）、
保護者代表（PTA会長等）は1名まで。 |
| ・特別支援学校 | 保護者の参加は可能、ただし最低限の人数での参加とする。 |

ウ 内容

- ・祝辞や代表生徒の言葉等の内容を精選するなど、卒業式と同様に時間の短縮に努める。
- ・感染拡大防止の観点から、座席の間隔保持、換気や分散実施等の工夫を行う。
- ・教科書配付を行う。

(2) 始業式等

ア 実施日

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・小学校、中学校、義務教育学校 | <u>令和2年4月7日（火）</u> |
| ・高等学校及び附属中学校 | <u>令和2年4月6日（月）</u> |
| ・特別支援学校 | <u>各校の入学式実施日を除く日</u> |

イ 内容

- ・教科書配付を行う。全体で3時間以内とする。
- ・学年ごとに時間を分けての実施や、校内放送で実施するなどの手法を検討する。

(3) その他

- 各学校のWebページ等で、最新の情報を掲載するよう依頼する。
- 部活動は、4月7日（火）まで実施しないこととする。
- 特別支援学校は、スクールバス等を運行する。
- 入学式、始業式等以外の4月8日（水）以降の教育活動については、3月30日（月）に改めて通知する。

（次頁あり）

3 4月8日以降の取扱い

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解や、文部科学省、厚生労働省等から発出される方針、通知等を踏まえ、保健所の意見も聞きながら、4月8日以降の学校再開等の取扱いについて検討中です。

(1) 検討パターン

A案 全面再開

児童生徒及び教職員等の健康・安全に配慮した上で、授業を再開する。

B案 休業延長

臨時休業を更に1か月程度、延長する。

この間、児童生徒は長期にわたって授業から離れており、自宅学習が続いていることから、学習活動へのフォローアップの一環として、教育委員会で「学びの保障」を検討する。

なお、「緊急受入れ」及び「校庭開放」の延長実施を併せて検討する。

C案 段階的再開

児童生徒及び教職員等の健康・安全に配慮した上で、授業を再開する。

在校時間を短縮したり、学年ごとに分散して登校日を設定したりするなどして再開する。一定期間をかけて、段階的に全面再開を目指す。

(2) 学校への通知

3月23日付発出予定の通知に記載するとおり、3月30日を目途に、改めて通知する。

学びの動画の配信について

横浜市教育委員会では、4月以降、学校の臨時休業が継続した場合、子どもたちが規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、市教委で作成した学びの動画を配信することを検討しています。

1. 対象とする児童生徒

- ・小学校1年生から中学校3年生の児童生徒
- ・個別級、特別支援学校は、臨時休業が継続した場合でも、希望に応じて受け入れを予定

2. 動画のイメージ

- ・国語、算数・数学、理科、社会、外国語・英語の5教科
- ・教科書に基づき、4月以降に予定されている基礎的な学習内容を扱う
- ・指導主事が講師役を務め、イラスト、写真を用いて進行
- ・児童生徒の集中力、通常の授業の構成を踏まえ、1コマ10～15分程度
- ・花咲研修室において、動画の撮影を実施
- ・教職員対象のe-learning用システムを活用し、動画、スライドを同時に表示しながら視聴できるように編集

3. 整理すべき課題

- ・特に小学1年生向けの動画作成にあたっては、学校生活や授業を経験していないことを踏まえて、内容を精査する必要。
- ・ネット環境にない児童生徒も、学校で動画を視聴できるように環境を整える必要。
- ・双方向の対話が実現できないので、動画に適した単元をいかに選定するか。

4. 今後の予定

- 3月末 動画作成開始
- 4月8日～ 配信開始

